

○小牧市総合計画審議会条例

昭和 3 8 年 1 2 月 1 7 日

条例第 3 7 号

改正 平成 1 0 年 1 2 月 2 4 日 条例第 2 5 号

平成 2 0 年 3 月 2 7 日 条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、小牧市総合計画審議会の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため、小牧市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 2 0 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市の行政委員会の委員
- (2) 市の区域内の公共的団体の役員及び職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者で、市のまちづくりに関心のあるもの
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が、会長の職務を代理する。

(委員)

第 5 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 小牧市新市建設審議会条例（昭和33年小牧市条例第5号）は、廃止する。

附 則（平成10年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。